

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

4 当分の間、第6号の11様式による特別徴収票については、第5条の2第1項の規定にかかわらず、区長に提出することを要しない。

第13号様式中「納入額」を「納付額」に改める。

第13号の2様式を次のように改める。

附 則

- 1 この規則中付則に1項を加える改正規定は公布の日から、第13号様式及び第13号の2様式の改正規定は令和8年3月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の付則第4項の規定は、令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用し、同日前に支払うべき退職手当等については、なお従前の例による。